

## 第37回大阪府環境審議会会議録

開 催 日           平成20年11月7日

開 催 場 所       プリムローズ大阪

(開 会)

司会 皆様、おはようございます。長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第37回大阪府環境審議会を開催させていただきます。本日の司会を務めさせていただきます、私、大阪府環境農林水産総務課の小林でございます。よろしくお願いいたします。

皆様方にはお忙しい中、ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。それでは会議に先立ちまして環境農林水産部長の志知からごあいさつを申し上げます。

志知環境農林水産部長 環境農林水産部長の志知でございます。第37回大阪府環境審議会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、ご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。また日頃から環境行政をはじめ府政の各般にわたり、ご支援、ご協力を賜っておりますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

本日も多くの案件を予定いたしておりますが、今回は学識経験者の方の任期が5月末に満了し、その後初めての審議会となりますので、最初に会長の選任をお願いいたします。その後、諮問案件が1件ございます。河川水質環境基準にかかる類型指定につきましては水質汚濁の状況等を踏まえた類型の見直しを行うとともに、水生生物保全の観点から新たに設定された項目について類型の指定を行うため、お諮りするものです。

次に、5月の審議会で諮問させていただきました三箇牧水路底質対策に係る費用負担計画につきまして、費用負担計画部会からのご報告をいただくことになっておりますので、ご審議いただきますようお願いを申し上げます。部会におかれましては非常に限られた時間の中、精力的にご検討いただき、報告をまとめていただきました。誠にありがとうございました。

次に報告案件といたしまして、野生生物部会及び温泉部会でご決議された事項につきまして、各部会からのご報告、そして大阪21世紀の環境総合計画の進行管理の一環として本審議会のご意見をお聞きいたします。平成19年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告を予定いたしております。

盛り沢山ではございますが、委員の皆様方におかれましては忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願いを申し上げまして開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会 次に資料の確認をさせていただきます。委員の皆様方、事前にお配りした資料の

ほかに、お手元に議事次第、その裏に資料一覧、それから配席表、大阪府環境審議会委員名簿、環境審議会条例、出席確認票をお配りしております。委員及び幹事の皆様への報酬等の支払い手続きがございますので、大変お手数でございますが、お席にございます出席確認票にお名前をご記入いただきますようお願いいたします。なお、出席確認票のほうはお帰りの際、席に置いたままにさせていただいて結構でございます。

続きまして本日の議題にかかる資料でございますが、先ほどの議事次第の裏に資料一覧がございます。資料は資料1 - 1から1 - 3、資料2 - 1から2 - 2、資料3、資料4、資料5となっております。

それでは続きまして、前回5月に開催しました第36回の環境審議会以降に新たに委員にご就任いただいた方をご紹介します。

まず摂南大学の海老瀬委員でございます。

海老瀬委員 よろしく願いいたします。

司会 それから続きまして府議会議員の委員の方でございます。

永野委員でございます。

永野委員 永野でございます。よろしく願いいたします。

司会 宮本委員でございます。

宮本委員 宮本でございます。よろしく願いします。

司会 西尾委員でございます。

西尾委員 おはようございます。西尾でございます。よろしく願いいたします。

司会 続きまして太子町長・浅野委員の代理の岡田住民部長でございます。

浅野委員（代理・岡田） よろしく願いいたします。

司会 新しく委員になられた方は以上でございます。また本日は審議事項の（3）にございます「三箇牧水路底質対策に係る費用負担計画について」ご審議いただくために、5月から専門委員としてご就任いただいております大阪府立大学の堀野委員にもご出席をいただいております。ご紹介をいたします。

堀野委員 堀野でございます。よろしく願いいたします。

司会 そのほかのご出席の委員及び幹事の皆様につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、ご紹介は省略をさせていただきます。なお、本日の出席委員でございますが、委員定数44名のうち現在28名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして本審議会が

成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。審議事項（１）は本審議会の会長等の選任であります。会長の選任につきましては、これまで同様、事務局のほうが進捗させていただきますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。お手元にお配りしております環境審議会条例の第２条にありますように、学識経験のある者とする委員は任期が２年ということでございまして、本年６月１日付で新たに本審議会委員にご就任をいただいております。その後、今回が初めての審議会の開催となりますので、条例第４条第１項の規定によりまして、学識経験のある者としてご就任していただいております委員の皆様の中から選挙で会長を定めるということでございます。それでは皆様にお諮りしたいと存じます。どなたかご推薦等はございますでしょうか。

桑野委員、お願いします。

桑野委員 これまでもこの大阪府環境審議会の会長を務められておりまして、また環境学とか環境政策にも造詣が深くていらっしゃる南先生を引き続きまして会長職にご推薦申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 ほかにございますでしょうか。

ただいま桑野委員のほうから南委員のご推薦をいただきましたが、皆様、いかがでございましょうか。

（拍手する者あり）

司会 ありがとうございます。それでは本審議会の会長として南委員に引き続きご就任いただきたく存じます。南委員、よろしゅうございましょうか。

お願いします。

それでは、これ以降の環境審議会の会長を南委員にお願いいたします。お手数ですが、会長席のほうへお願いいたします。

南会長 皆さん、改めましておはようございます。ただいま会長にご指名いただきました大阪府立大学の南でございます。引き続き議事運営よろしくお願い申し上げます。

司会 南会長、よろしくお願いいたします。

さて大阪府環境審議会条例第４条第３項によりまして、会長に事故あるときに備え、あらかじめ会長が会長代理を指名するということとなっております。南会長には会長代理の指名をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

南会長 ただいま司会のほうからお話がありましたように会長代理を選ぶということに

なっております、私のほうからご指名させていただきたいと存じます。この会長代理も引き続き、これまでと同じく池田敏雄委員のほうにお願いできればと思っております。よろしゅうございますでしょうか。

(拍手する者あり)

南会長 どうもありがとうございます。それでは池田先生、よろしく申し上げます。

司会 池田委員、会長代理の席のほうへお願いいたします。

池田会長代理 ただいま南会長から職務代理の指名をいただきました池田でございます。代理の職務が回ってこないことを願っているわけでございますけども、とにかくどうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

司会 南会長、池田会長代理、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは審議事項(1)に続きまして、本日は諮問事項がございますので、資料1-1により大阪府から環境審議会に諮問させていただきます。

志知環境農林水産部長 それでは知事に代わりまして諮問事項をさせていただきます。

「大阪府環境審議会会長様

大 阪 府 知 事

河川水質環境基準に係る類型指定について(諮問)

河川水質環境基準に係る類型指定にあたり、水質汚濁防止法第21条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。」

よろしくお願い申し上げます。

南会長 はい、どうも。

(志知環境農林水産部長から南会長へ諮問文を手交する)

司会 それでは、これ以降の議事につきましては南会長にお願いしたいと思います。なお本日、報告事項(1)の野生生物部会からの報告についてでございますが、部会長の石井委員が所用のため11時ごろには退席されると伺っておりますので、議事の順序を入れかえ、部会報告を少し早めに行っていただきますようお願いいたします。

それでは南会長、よろしく申し上げます。

南会長 はい。それでは議事に入らせていただきます。ただいま事務局から説明がございました野生生物部会の報告でございますが、ちょっと順序を変えさせていただきたいと思っております。審議事項(2)を、今、諮問いただきまして、それについて、まず審議させていただきたいと思っております。その上で報告に入るちょっと順序を変えさせてい

たきますので、よろしくお願ひします。まず先ほどお受けいたしました諮問「河川水質環境基準に係る類型指定について」ということで、事務局のほうから説明をお願いします。

葉山環境保全課長 環境管理室環境保全課長の葉山でございます。本日、お諮りしております河川水質環境基準に係る類型指定につきましてご説明させていただきます。お手元の資料1-1が諮問文の写しでございます。この裏に諮問の趣旨等の説明を記載しておりますが、諮問の背景や内容などにつきましては、資料1-2「河川水質環境基準に係る類型指定について（諮問）の概要」に従いまして説明をさせていただきます。

まず資料の左上「1.環境基準について」でございますが、環境基準は人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法第16条の規定に基づき、水質のほか大気や土壌、騒音について定められております。水質の汚濁に関する環境基準は大きく分けて2種類ございます。1つは人の健康の保護に関する環境基準で、これを健康項目と呼んでおりますが、カドミウム、鉛等の26項目について河川や湖、海などすべての公共用水域について全国一律に設定されております。一方、生活環境の保全に関する環境基準、いわゆる生活環境項目につきましては、河川、湖沼及び海域の利用目的に対応いたしまして複数の類型を設け、基準値が定められております。資料の右側の点線で囲んだ部分をごらんいただきたいと思います。

ここでは今回ご審議いただきます河川についての生活環境項目の水質環境基準を掲載してございます。まず のBOD等5項目につきましては、水道、水産、農業用水など利用目的の適用性に対応したAからEまでの6つの類型が設定されております。また の水生生物の保全に関する項目につきましては、平成15年11月に新たに追加となった項目でございます。水生生物の生息状況に対応して、生物Aから生物特Bまでの4つの類型が設定されております。現在設定されている項目は全亜鉛のみで、目標値は4類型とも1リットル当たり0.03ミリグラムとなっております。生活環境項目につきましては、このいずれかの類型を河川水域に当てはめることによって初めて基準値が適用されるということでございますので、この部分が今回ご審議をお願いする部分でございます。現在の大阪府域における類型の指定状況につきましては、資料の左側の2をごらんいただきたいと思います。類型指定については、2以上の都道府県の区域にわたる水域で政令で定められているものについては国が、それ以外の水域については知事が行うこととされております。大阪府域の場合、都道府県をまたがる河川は、淀川、神崎川、猪名川、大和川の4河川でございます。これにつきましては国が類型を指定することになり、BOD等5項目に

については4河川7水域について指定されております。水生生物保全に係る項目につきましては、平成18年6月に大和川全域が生物B類型に指定されており、淀川、神崎川、猪名川につきましては、現在類型指定に向けた検討が行われているところでございます。これら4河川以外の河川につきましては大阪府知事が類型を指定することになっておりまして、BOD等5項目については、寝屋川、安威川等の64河川73水域について指定を行っております。水生生物保全に係る類型につきましては指定を行っていない状況でございます。

資料の裏面をごらんいただきたいと思っております。河川の水質環境基準の類型指定状況を掲載してございます。左の表の類型指定状況のうち網かけ部分は国が類型指定をしている河川で、それ以外は大阪府が類型指定をしている河川でございます。類型指定及び改定の経緯を、その下の表に記載をしてございます。昭和45年に国が類型指定を行って以来、そのときの状況に応じた指定や改定が行われてきております。資料の表に戻っていただきまして、3の「類型の指定・見直し」でございます。こちらには今回ご審議をお願いしたい内容を記載してございます。まずBOD等5項目の類型指定につきましては、前回平成15年5月に見直しを行ったところでございますが、その際に環境審議会の答申において、状況の変化に対応できるよう見直しの間隔を例えば5年ごとというように、これまでより短くすることが必要という附帯意見をいただいております。前回の見直し以降、5年が経過しますことから、今回、各河川の水質などの近年の状況を踏まえてご検討いただき、必要に応じて適切な見直しを行いたいと考えております。また水生生物の保全に関する項目、すなわち亜鉛につきましては、規制基準が定められている項目として、府が従来から府内河川の濃度の状況把握に努めてきたところでございますが、今後、本審議会でのご議論に基づき、必要と考えられる河川について類型指定をしていきたいと考えております。

本諮問につきましては、まず類型を指定、あるいは見直しにあたっての基本的な考え方をご検討いただき、各河川水域の利用目的や水質の状況、水生生物の分布、水域相互の関連性などを総合的に見ていただいた上で、各河川の適切な類型についてのご意見を賜りたいと考えております。

今後の予定でございますが、本日の諮問の後、来年の春ごろに答申をいただき、その後、夏ごろまでには類型指定変更についての告示を行い、平成22年度から新しい類型における環境基準の達成についての評価を行っていきたくと考えております。資料では答申が平成21年度末となつてございますが、大変失礼でございますが、平成20年度末の間違いですので、お手数ですが、ご訂正をお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

南会長 はい。どうもありがとうございました。ただいま事務局からの説明に対してご意見とかご質問、ございましたらお願いいたします。

特にないようでございます。それではですね、この案件、今、ご説明いただいたように非常に専門的に、しかも多岐にわたりますので、集中的に検討していただくということが適当ではないかと考えております。そこで環境審議会条例第6条第2項で、専門の部会を設けることができるということになっておりますので、新たに部会を設置してご検討をいただければいいのではないかとこのように考えます。その結果を検討、その部会で専門的な検討をいただいた結果を、この本審議会に諮っていただいて、ここで議論していくのが適当ではないかと思っております。この専門部会を設置するということについてのご意見、ご異議、ございませんでしょうか。

特にないようでございますので、それでは今までのこういう専門的なことについてやってきたのと同様に専門部会を設置して本格的に検討いただいて、その結果をこの場でご議論いただくということにさせていただきます。部会の組織、運営等につきましてご提案を事務局のほうからお願いします。はい、どうぞ。

葉山環境保全課長 それでは水質環境基準部会の組織、運営につきましてご提案させていただきます。資料1-3の水質環境基準部会の運営要領(案)をごらんいただきたいと思います。

まず第1の趣旨でございますが、この部会は水質の汚濁に係る環境基準の類型指定について専門的な見地から調査検討を行うため、大阪府環境審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして設置するとしております。

次に、第2の組織についてでございますが、(1)に記載するとおり、同審議会条例第2条第1項第1号に規定する委員、つまり本審議会の学識経験者の委員2名と同審議会条例第3条第2項に規定する専門委員若干名を審議会の会長からご指名いただき、組織することとしております。また(2)では、同審議会条例第6条第4項に基づき部会に部会長を置き、審議会の会長にご指名いただいた委員がこれにあたること。(3)では、部会長に事故があるときは部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理することを規定しております。

次に第3の会議では、部会の会議は部会長が招集し、部会長がその議長となることを規定しております。

第4の附則では、この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定めることとして提示しております。

以上が部会の設置、組織、運営に関する提案でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

南会長 はい。ありがとうございました。ただいまの事務局からの提案に対してご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

特にないようでございますので、それではこの審議会に水質環境基準部会という専門部会を設置することといたしまして、その組織、運営に関する要領を原案どおり定めるということによろしゅうございますでしょうか。

(首肯する者あり)

南会長 はい。ありがとうございます。特にご異議ございませんようですので、水質環境基準部会で諮問事項を検討いただくということにいたします。なお、この部会に関する委員及び部会長としましては、これまた審議会条例第6条第3項及び第4項によりまして審議会の会長が指名するということになっておりますので、後ほど私のほうから指名させていただくということでご一任をお願いできますでしょうか。

(首肯する者あり)

南会長 はい。ありがとうございます。それでは後ほど私が委員並びに部会長を指名させていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして先ほどちょっとお断り申し上げましたように、議事の順序を入れかえさせていただきまして、まず報告事項(1)にあります「シカ・イノシシ保護管理計画の変更等について」ということで進めさせていただきます。本案件は環境審議会条例第6条第7項の規定によりまして、本審議会の常設専門部会であります野生生物部会において本審議会に代わって大阪府から諮問を受け、ご審議いただいております。その答申をいただくというものであります。それでは部会長の石井委員から説明をよろしく申し上げます。

石井委員 ご紹介いただきました野生生物部会長を務めております石井でございます。よろしくお願いいたします。また本日は私の都合にもかかわりませず、議事の進行についてご配慮いただき本当にありがとうございます。

それでは資料の3をごらんください。去る10月2日に開催されました野生生物部会において「大阪府シカ保護管理計画の変更等について」及び「大阪府イノシシ保護管理計画の変更等について」の2件について知事あてに答申いたしましたので、私からその概略に

ついでご報告したいと思います。

最初に「シカ保護管理計画の変更等」についてご説明させていただきます。大阪府では平成19年3月に大阪府シカ保護管理計画（第2期）が策定されておりまして、計画期間を5年間とし、府内の北摂地域に生息するニホンジカを対象に地域個体群の安定的な維持及び保護繁殖を図ることを目的とした事項が定められております。しかし一方でシカによる農林業被害というのは依然として高い水準で推移しておりまして、被害対策をより一層推進していく必要が生じています。ちょっと余計なことを申しますけれども、日本では大型の肉食動物でありますニホンオオカミがもう既に絶滅しておりまして、それから大型の肉食動物の猛禽類ですね、ワシ・タカ類というのも、もうかなり数が減少しております。したがって大型草食獣のシカとかイノシシについては人間が、これをコントロールするしかないというふうな状況になっているわけです。その中で、このような計画がなされているというふうな背景がございます。

それで資料の2ページから3ページを見ていただきたいんですけども、次のページの部分ですが。そのために府内北部に生息するシカに関しまして農林業被害防止、それから個体数調節のために捕獲圧をより高めることを趣旨としたシカ保護管理計画の変更についての諮問が知事からなされております。これが諮問文が2ページ、3ページということでありまして、具体的には、そこに書かれておりますけれども、狩猟による捕獲の推進を一層図るため狩猟期間の延長、それから猟法における制限の緩和を行うことに伴う計画内容の変更というのが提案されております。それで、こちらが答申した内容が4ページ、5ページにありまして、特に5ページを見ていただくとよろしいんですけども、狩猟期間の延長につきましては現行の11月15日から翌年の2月15日までの狩猟期間を1カ月間延長いたしまして、府内北部でのシカの狩猟については翌年の3月15日までとすることとされております。また法律で定められた猟法としまして、わなの一種であるくくりわな、これが使われておるわけでございますけれども、その構造などが法令等により規制されていますが、そのうち輪の直径は12センチメートル以内と定められている制限を解除する。要するに大きくするということでもありますけど、ということを考えているところです。これはなぜ12センチにしたかということ、ツキノワグマのようなクマですね、捕獲の対象になってないものが獲れてしまうというのを防ぐためだとかということですが、この地域については特にその心配もないということです。これらについて先般の野生生物部会において審議を行いました。府の所管課からは提案の経過として学識者あるいは関係自治

体、団体等で構成される大阪府シカ保護管理計画検討会での検討内容、あるいは現在のシカによる府内の被害状況などについて説明を受けました。また法律での所定の手続として定められている関係自治体との協議、あるいは利害関係人による公聴会の結果についても意見が加えられたものということもありましたけれども、すべて原案に対し賛成の回答をいただいたと説明を受けております。それらを受けまして、今ご説明しております4ページ、5ページからなります諮問についてお諮りし、これが決議されたということでございます。

次のページ、6ページ、7ページですけれども、これはイノシシのほうなんです、イノシシ保護管理計画の変更等ということです。同様なんです、イノシシに関する計画につきましても、平成19年3月に大阪府イノシシ保護管理計画として策定されております。ただし、イノシシの場合はシカと異なりまして府内の広い地域で生息が確認されているため、保護管理計画の対象区域も一部を除いた府内のほぼ全域にわたっております。イノシシによる農林業被害についても依然として高い水準で推移しているため、農林業被害防止、個体数調節のためにイノシシの捕獲圧をより高めることを趣旨としました保護管理計画の変更について諮問が知事からなされたわけでございます。8ページのところであります。なお、イノシシの場合につきましては狩猟期間の延長は実施済みということでもありますので、イノシシにつきましては猟法における制限の緩和、つまり、くくりわなの輪の直径が12センチメートル以内と猟法で定められている制限を解除することに伴う計画内容の変更が提案されております。これはシカにおける制限解除と同様の内容ということになります。

部会におきましては先ほどと同様にシカの審議とほぼ同様の手順をとりまして、府の所管課から説明を受けました。まず大阪府イノシシ保護管理検討会での専門的見地からの検討内容、あるいは現在のイノシシによる府内の被害状況などを聞きました。さらに、これもシカと同様に法律上必要な手続となるのでありますけれども、イノシシにおいても関係自治体との協議あるいは利害関係人による公聴会が実施され、その結果について意見が加えられたものもあったわけですけれども、すべて原案に対して賛成の回答をいただいたと説明を受けました。それらを受けまして野生生物部会において審議を行った結果、諮問された内容で環境審議会の答申として知事に提出することということで決議に至ったわけでございます。これが8ページ、9ページであります。

なお、これらの変更内容につきましては大阪府における公示も終えておりまして、今獵

期、つまり今年の11月15日から始まる狩猟期間から適用されるということを府の所管課からは聞いております。これは再度補足して申し上げておきたいと思っております。

以上が野生生物部会からの報告であります。

南会長 はい。石井部会長、ありがとうございました。ただいまシカとイノシシに関する保護管理計画の変更。シカの場合には狩猟期間の改正について、さらにシカ、イノシシともくくりわな、12センチメートル以内というのを解除するという、そういう審議会の報告につきまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

特にないようでございますので、それでは石井部会長、どうもご審議、ありがとうございました。

それではもとに戻りまして審議事項(3)三箇牧水路底質対策に係る費用負担計画についてということに移らせていただきます。本案件は本年5月の第36回のこの審議会におきまして大阪府から諮問がありまして、専門的かつ幅広い見地からの検討が必要なために専門委員も加えた部会を設置して、これまで鋭意ご検討をいただきまいりました。今般、部会としての報告を相当のページ、困難な量を既に取りまとめでいただいたと伺っております。その内容につきまして、まず池田部会長のほうからご報告をお願いします。

池田部会長 費用負担計画部会の部会長を務めました池田でございます。部会報告をさせていただきます。本件は今年の5月9日の環境審議会で大阪府から諮問があったものですが、その後、6月から9月までの間、5回にわたりまして部会を開催いたしまして、このたび部会報告として資料2-2のように取りまとめを行ったものです。諮問時に事案の概要の説明ということがありましたけれども、部会の検討結果の報告の前に再度ここで確認のため、事案を簡単にご説明いたしたいと思っております。

平成12年の1月15日からダイオキシン類対策特別措置法が施行されましたが、当該年度から大阪府におきましてもダイオキシン類の常時監視を実施しておりまして、その結果、神崎川で水質及び底質の環境基準の超過が見られたということがございまして、その汚染原因の調査が行われることになったわけです。その結果、平成17年度に、摂津市内を流れる農業用排水路であります三箇牧水路において、高濃度のダイオキシン類に汚染された底質が存在することがわかりました。ところで同水路につきましては治水を目的としたしました排水機場の整備が同時期に進められておりまして、平成18年度には、その稼働の際に支障となる汚染底質を除去し、水路敷内に暫定的に保管されることになったわけです。つまり汚染原因者の特定の前に、その汚染底質を除去したということでありまして。

その後、大阪府におきまして汚染原因の究明が行われて、平成19年8月には、主たる汚染原因者は同水路の近傍に位置する廃棄物処理を業とする事業者であるということが推定できるようになりました。このため現在も暫定保管中の汚染底質の無害化・最終処分にあたりまして、大阪府においてはどのように処理するかということにつきまして検討した結果、公害防止事業費事業者負担法に基づき、汚染原因者に費用の負担を求めることがベストであるというふうにご検討されました結果、その汚染原因者の費用を事業者負担法に求める場合は審議会の意見を聞いて費用負担計画を策定することとなっておりますので、当審議会に諮問があったということでもあります。

それでは部会での検討結果についてご説明をいたしたいと思います。

部会報告の全体は先ほど申しましたように資料2-2の冊子にまとめておりますけれども、時間の都合もございますので、その概要を説明資料2-1のA3判に資料としてまとめておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

まず、この資料の左上をごらんください。そこに部会報告の構成をまとめております。まず1の諮問までの経緯では、ただいま説明いたしましたような今回の事案の概要についてまとめております。

その次の2には負担法の基本的考え方をまとめております。公害防止事業費事業者負担法は、ご承知のように昭和45年のいわゆる公害国会で制定されたわけですが、当時は各地で公害問題が指摘されて社会問題となっていたわけで、それらの場合、その公害は多くの場合、公害関連法の制定以前から汚染が続いていたということで、その事業者に必ずしも、その違法性を問えるものばかりではない状況であったということが言えます。しかし負担法では汚染者負担の原則にのっとり、違法行為の有無にかかわらず、公害の原因となった事業活動を行っていた事業者に対して費用負担を求める手続を定めることになったわけですから。そのようなことを記載しております。

それから3の本部会における審議事項については、負担法において費用負担計画に定めるべき事項として規定されている5つの項目を審議検討する旨を記載しております。具体的には、その下のほうの4の各事項に係る審議結果に記載しております(1)から(5)これが5つの項目になっております。5番目として附帯意見という構成をしております。そのあと冊子では参考資料として1から8をくっつけて全体の取りまとめとしております。

それでは、この4の各事項に係る審議結果について、この審議検討の結果を順にご説明いたしたいと思います。ここが中心になります。それでは資料の左下をごらんください。

4の(1)で公害防止事業の種類ということを書いておりますが、負担法を適用するには同法で規定されているしゅんせつ、あるいは土壌汚染対策等の5種類の事業のいずれかに該当する必要があります。そこで検討しました結果、部会では、今後実施する保管底質の無害化・最終処分というものは、既に実施した汚染底質の水路からの除去に引き続き実施する一連の事業であるというふうに考えまして、負担法の第2条第2項第2号に規定するしゅんせつ事業というものに該当するというふうに考えて検討を進めました。

続いて4の(2)ですけれども、ここでは費用負担させる事業者を定める基準の審議結果についてご説明をいたします。負担法では費用負担させる事業者を定める基準は工場または事業場の所在する区域、業種、公害の原因となる施設の種類及び規模、その他の事項により事業者の範囲が明確で、かつ妥当なものとなるよう定めるとされております。これらの観点から、今回事案の状況を検討しました結果、点線で囲った中の から までの3つの基準のすべてに該当する事業者を費用負担を求めるべき事業者といたしました。 につきましては、事業者の所在する位置に関して、三箇牧水路の近傍に立地し、高濃度のダイオキシンが確認された地点の周辺か上流に位置している事業者といたしました。 につきましては、高濃度のダイオキシンが発生する施設を有していたか、あるいは外部から持ち込まれた廃棄物等に含まれたダイオキシンが流出する可能性のあった事業者といたしております。 につきましては、原因究明の段階で周辺事業所内の残留ダイオキシンの調査を実施していることから、汚染底質と類似性の高いダイオキシンが事業所内で確認された事業者といたしております。この基準を今回の事案に当てはめると、 の基準では水路の近傍に18社の立地がありました。 の基準を加味いたしますと、その18社のうち8社がダイオキシンの発生の可能性があり、さらに の基準を加えますと、底質中と類似性の高いダイオキシンが事業所内から確認されているのは1社のみということになったわけです。

続いて4の(3)公害防止事業費の額について説明いたします。部会では保管中の汚染底質を適切に無害化処分するに当たって、その対策工法の検討を行いました。それに基づきまして大阪府の公共工事の積算基準に従いまして事業費を算定いたしました。資料に対策工法の流れを示しておりますが、その中心となる(2)の保管底質の無害化については3工法を検討いたしましたわけですけれども、そのうち最も安価な工法であるところの焙焼炉によるダイオキシンの分解処理を前提とすることといたしました。また保管中の汚染底質の取り出しや、あるいは運搬時等に二次汚染の防止や保管施設の適正な処分についても考

慮しなければならないということになりました。その結果、公害防止事業費の総額は結論的には1億2,600万円以内と積算されたわけであり、実際の工事費というのは入札等の手続きを経て決定されますので、その上限値という意味で、そこには以内とつけておるわけです。

それでは続いて4の(4)についてご説明をいたします。事業者に負担させる事業費の総額、つまり負担総額及びその算定基礎の審議結果であります。ただいま説明いたしました公害防止事業費1億2,600万円のうち幾らを事業者に負担させるかということであり、負担法の規定では、事業者に負担させる負担総額というものは、その算定式に示しているように、公害防止事業費に当該事業者の寄与率と概定割合、この2つを掛けて求めることになっております。寄与率につきましては水路中から確認されたダイオキシンと事業所内に残留していましたがダイオキシンの組成分析の結果をもとにいたしまして、統計的な手法であるCMB法という手法によって推定をいたしまして、77%が事業者の寄与率であるというふうにいたしましたわけですが、また概定割合。概定割合と申しますのは、汚染物質の流出が法規制以前であったような場合には一定の減額を考慮するというふうになっているわけで、その概定割合というものは、法規制がなかった期間については、他の事例等も参考にいたしまして4分の1を減額するというふうにいたしましたわけですが、その期間は4分の3を事業者の負担と。法規制後につきましては、減額する必要がないということで10分の10を事業者の負担として、それぞれ期間で荷重平均をいたしまして、82%を概定割合というふうにいたしましたわけであり、

ただいまの寄与率及び概定割合につきましては、かなりちょっと専門技術的な内容になるわけですが、そのA3判の裏のほうに少し説明させていただいております。まず資料の裏面の右側をごらんください。CMB法による寄与率の算定経過をまとめております。寄与率の算定にあたりまして、まず負担を求める事業者の特定が必要になります。1の算定フローでは、先に検討いたしました費用を負担させる事業者を定める基準に基づきまして事業者を1社に限定して検討してまいりました。その上で、その原因事業者の寄与率を求める手法の検討を行い、複数の発生源と底質中のダイオキシンの組成分析から、各発生源の寄与率を客観的に評価することのできるCMB法を用いることが適当であるというふうな結論をいたしております。解析に際しましては、底質汚染に匹敵するような高濃度のダイオキシンが確認されているデータ及び一般的に環境中に存在し得る農薬、一般廃棄物、PCB製品を発生源として採用しております。中段の表に示していますように、寄

与率の算定は水路内の地点ごとに行っております。当該事業者の寄与率は原因事業者の合計欄、網かけをした列ですけれども、そこにありまして、底質を除去した地点、表の記号の3 Mから地点の9、表の記号では9 Mの間で低い地点で50%程度で、高い地点では90%を超えている寄与率となっております。ちなみに、そこに川、水路が書かれてありまして、そこに事業者がアルファベットで並んでおりますけれども、その特定された1社というのは、おわかりのように、そこにありますD社ということになっておるわけです。それらの地点ごとの寄与率をもとに、処分を行う底質中に含まれているダイオキシン類の量に対する寄与率を評価するために、各地点のダイオキシン濃度と区間の長さを考慮して荷重平均をして、全体として77%を事業者の寄与率とすべきであるという結論に達したわけです。なお、このCMB法につきましては、かなり専門的なことなので、もし後ほどご質問がございましたら、本日は専門委員を務めていただきました堀野先生にお越しいただいておりますので、堀野先生に補充説明をしていただくということになっております。

次に資料の左側をごらんください。こちらでは概定割合の算定過程についてまとめております。負担法では、法規制の行われる前に長期間にわたって蓄積したものについては事業者の負担額を一定の割合で減額することとした規定があります。しかしながら、その減額を算定することが困難な場合につきましては、法はそこに規定する概定割合を用いることができるというふうに規定しておるわけです。概定割合は事業の種類ごとに定められておりますが、今回のしゅんせつ事業の場合は汚染の程度が著しい場合は4分の3以上、10分の10以下と。そうでない場合は2分の1以上、3分の2以下の範囲内で定めるととされております。今回は底質中のダイオキシン濃度が最高で環境基準値の2,000倍以上に達しておりますので、汚染の程度は著しいというふうに考えまして、4分の3以上、10分の10以下の範囲で定めるといふことにいたしております。

次に概定割合を適用するために法制度の経過についての整理をいたしております。今回の汚染は原因事業者の焼却炉において湿式の排ガス洗浄装置を採用していたことが原因で、その洗浄水が循環利用されていまして高濃度のダイオキシンが生成されたこと。さらにその汚染水が、その洗浄水ですね、それが含まれている汚泥が何らかの経過を経て水路に排出されたということが原因だといふふうに突きとめられております。このような排ガスの洗浄水の循環利用によるダイオキシンの濃縮機構が解明されて、法規制が始まったのが平成10年11月の廃棄物処理法の施行規則の改正ということになります。なお水路は平成3年3月にコンクリート張りに改修されておりますから、ダイオキシンの堆積はそれ

以降に始まったものというふうに考えました。一方、平成13年8月に事業者が高濃度ダイオキシンの発生原因と考えられました湿式の排ガス洗浄装置を廃止しておりますので、それ以降は高濃度のダイオキシンの流出はないものと考えました。このため平成3年3月から平成10年11月の法規制以前の期間につきましては、他の自治体における費用負担計画の事例をも参考にいたしまして、概定割合は4分の3。それ以降、平成13年8月までは減額の必要がないという意見が多数を占めまして、10分の10を概定割合として、それぞれの期間で荷重平均をすることにより、トータルで82%を概定割合という結論を出したわけです。

表のおもてにもう一度戻っていただきまして、4の(4)の負担総額についてご説明いたしますと、この負担総額は公害防止事業費1億2,600万円に、ただいま説明いたしました寄与率の77%と概定割合82%を掛けて、その計算の結果、7,960万円以内というふうにいたしました。以内といたしましたのは、先ほども申しましたように入札等で公害防止事業費が減額される場合は、それに同じく寄与率77%、概定割合82%を乗じて事業者の負担総額とするためです。ただし、同様に物価変動等により公害防止事業費の額に変更が生じた場合には、これは高くなる場合もあるわけですがけれども、変更後の公害防止事業費を基本に事業者の負担総額を算定することというふうに、そこに注意書きをしております。

続いて4の(5)その他公害防止事業の実施に必要な事項について説明いたします。

負担法では、費用負担させる事業者が中小企業者の場合は、事業者負担金の納付等について適切な配慮に努める旨の規定があります。今回の事業者は中小企業基本法の規定による中小企業者に該当いたしまして、この部会でも意見聴取を行いましたところ、決算資料等から判断すると、その財務状況は厳しいということがわかりました。そこで事業者負担金を確実に徴収するためには、分割納付等の配慮に努めるべきであるという旨の記載をさせていただきました。

諮問を受けました本部会の審議事項は以上ということになるわけです。しかし本事業の場合、汚染底質の除去を行った区間の下流部にも、濃度は低くなりますけれども環境基準を超える底質が確認されております。これらについては附帯意見といたしまして、当面、水質のモニタリングを継続して対策の必要性や手法等について検討し、対策の必要性が生じた場合には今回と同様に事業者も一定の負担をすべきであるとしております。また汚染再発防止の重要性ということが指摘されまして、原因事業者は適正管理の徹底、行政は事

業者の指導や環境モニタリングの実施などをすることが重要である旨を意見として書かせていただいております。

以上で、費用負担計画部会で審議いたしました三箇牧水路底質対策に係る費用負担計画についての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

南会長 はい。池田部会長、どうもありがとうございました。本年5月の諮問以来、部会におかれましては非常に困難な課題に対して精力的に検討を行っていただきまして、ただいまのような報告をまとめていただきました。池田部会長をはじめ委員の皆様方に対して、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

それでは、ただいまの説明に対してご質問、ご意見を願います。これはかなりの中小企業者に対して相当の費用負担を求めるとというのが結論でございますが、ご質問、ご意見をいただければと思います。

相当専門的な見地で、詳細に渡って検討いただいて、得られた結論ということでございます。業者が中小企業で非常に厳しい状況であるということも部会のほうでも聴取いただいたようではありますが、ご質問、ご意見、いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

これは部会のほう、専門部会のほうで精力的にご検討いただいた結果を尊重して、この審議会の結論とするということでお認めいただけますでしょうか。

(首肯する者あり)

南会長 はい。どうもありがとうございました。改めて部会長、池田先生をはじめ専門部会の先生方に厚く御礼申し上げます。どうも非常に困難な頭の、実はしょっぱなから最も頭の痛い課題でございましたが、本当に精力的なご検討の結果を出していただいて、ありがとうございました。

それでは残っております報告事項にまいります。報告事項の(2)温泉法に基づく温泉掘さく等許可についてであります。本件も先ほどの野生生物部会からの報告と同様、本審議会の常設部会であります温泉部会の決議をもって審議会の結論とするということにさせていただきます。このたび温泉部会において、本審議会に代わり大阪府から諮問を受け、ご審議の上、答申をいただきましたので、その内容のご報告を部会長の益田委員から願います。

益田部会長 益田でございます。では報告をさせていただきます。前回の大阪府環境審議会開催以降、温泉部会を平成20年8月21日に開催いたしました。そこでの結果につ

いて報告をいたします。それでは、お手元にお配りしております資料4をごらんいただきたいと存じます。

平成20年度第1回温泉部会では、知事から諮問のありました温泉掘さく許可申請13件及び温泉動力装置許可申請1件につきまして審議いたしました。温泉掘さく許可申請につきましては、既存温泉への影響など温泉の保護という観点から申請地の地質状況、掘さく深度、口径、ストレーナーの位置などについて審議いたしました結果、すべて許可することに支障なしと決議いたしました。ただし、温泉掘さく予定地は工業用水法や建築物用地下水の採取の規制に関する法律の規定による地下水採取の規制を受ける地域に該当するものについては、地盤沈下の防止等公益保護の観点から、法令の規制に準じた条件をつけて許可することに支障なしと決議いたしました。温泉動力装置許可につきましては申請の動力装置が温泉源の保護の観点から、その温泉井戸にあわせた適正な能力であるかどうか審議いたしました結果、すべて許可して支障なしと決議いたしました。

以上です。

南会長 はい。どうも益田部会長、ありがとうございました。この温泉部会、一時期、かなり接近し過ぎている課題について頭を悩ませたこともありますが、今回これだけ多数の部分が部会としては問題がないという結論でございました。ご質問、ご意見。

はい、どうぞ。蒲生委員。

蒲生委員 いつもこれ、ちょっと不思議に思うんですけどね。温泉で、そんなに大阪にどんどんどん出てくるものかなと。掘さくの許可も、これ事務局に聞いたら、累計がわからんと言うんやね。ものすごい無責任な扱いをしとるな。ほんでホームページを見てくれ言うから見たら、平成16年ぐらいしか載ってない。129件。大体4年間で120件と見て、1年で30件と。これは大分前からやってますからね、20年以上前からやってる。まあ20年と見ても600件も大阪で温泉が吹き出しとるということになるんで、今どうなっているかと、その600件がね。温泉、銭湯みたいに温泉としてやっているのかどうかと言うたら、これも不明やと。事務局は、わかりませんと。そんな状態で、府の環境に大いに関係があるんじゃないかと。あとはどうでもええということになってないかと。ある新聞の記事を最近見ましたら、この温泉についてこういうふう書いてました。私たちの常識では温泉とは何らかの濃厚な成分が含まれている温水のことを指しますが、昭和23年に制定された温泉の定義の1つに、25度以上であれば成分の有無にかかわらず温泉と称するとの条項があるのですと。100メートル地中を掘り下げると、二、三度

地温が上がります。東京の年平均気温は16度前後ですから、五、六百メートルも掘さくすると温泉法が認定する温泉が得られる可能性が大なのです。つまり地下を地球的規模で循環している温泉とは違って、地下のたまり水、化石海水にストローを差し込んで吸い出しているようなもので、多くはやがて枯渇する運命にあるとも考えられます。これはもう東京でも大阪でも一緒やと思うんですね。ですから相当枯渇しているんじゃないかと。600からのね。やっぱりこれはちょっと、ちゃんと調べておくと、このままいけばすぐに1000件ぐらいなってしまうと、穴だらけやと。そしてやね、さて地盤沈下は果たして大丈夫かと。動力つけてないと言うけど、実際はつけてるとこもあるんじゃないかと。これは地下水くみ上げになってしまうということもありますし、例の渋谷のガス爆発もですね、これは非常に枯渇した後、ガスが出てきて危険な状態ではないかと。こういうことも十分考えられますので、やはり部会の決定を即認めるということではなしに、本当に府民の安全という立場に立てば、やはりきちっとした説明を本審議会でもやってほしいというふうに思うんです。ですから掘さくの累計と現状やね、それから安全面は大丈夫かということについて、ぜひとも次回までにきちっとした報告をお願いしたいという要望をしておきます。

南会長 はい。ありがとうございました。

益田部会長。

益田部会長 質問にわかる範囲でお答えいたします。幾つか大きな疑問があったわけですが。まず第1点に温泉の利用状況と、それから泉質に関してですが。現在ですね、確かに毎年20件前後の温泉の掘さく許可を出しているわけですが、これに関しては、一応内規に従って適切と認められた場合にのみ申請を許可しております。決して無制限にやっているわけではございません。現在の利用状況ですが、実際に掘さくをされて未利用のものも含めて、現在利用している、あるいは今後利用する可能性のあるものも含めて176件しか井戸はないと聞いております。実際には掘さく許可申請はもっとたくさん出てきて、おっしゃられるとおり非常にたくさんあるんですが、この中には井戸が枯渇したために隣にもう1回掘るとか、そういったようなものもあるので、必ずしも申請した数だけすべてパーフェクトに出るわけでもない。それから申請はしたけれども実際には掘さくに至らなかったというケースもありますので、実際に大阪に今掘られている井戸は、温泉として利用されているものはその程度のものだということをお示ししておきたいと思います。

それから温泉泉質に関してですが、これはおっしゃられるような側面がまさにございま

す。と言いますのは大阪平野の場合、東京よりはいろいろな地質の条件がありまして、もう少し浅い深度で25度の地下水が得られます。実際には大阪の場合、特に平野部では工業用水法などの規制がかかりますので、500メートルより浅いところから温泉が出るというような例はないわけですが、運がよければ500メートル、600メートル掘れば25度以上の地下水が出ます。ですが、これの大部分はおっしゃられるとおり温度が高いたいで、いわゆる鉱泉と言われるような成分を高濃度に含んだたぐいのもものではございません。そのために、もちろん大量にくみ上げるといようなことをしますと、こいう地下の深いところに滞水している地下水というのは非常に循環速度に時間がかかるものですから、大量にくみ上げますと枯渇というおそれは生じます。それから大阪の場合、もっと深いところに行きますと、これは本当の温泉が出ます。ただ自然湧出しておりませんので、自然湧出することをもって温泉だといような人にとっては、それも温泉じゃないんじゃないかと言われますが、非常に高濃度の食塩泉が滞水しております。これについてはやはり量が非常に少ないので、やはり大事に使っていかないといけないものではありませんけれども、温泉と言って間違いのない水質のものであります。そういうものもあるということをご承知おきいただきたいと思います。

その使用量に関してですが、今申しましたように大阪の場合は大量にくみ上げると、やはり温度が高いたいのただの地下水であつたりとか、泉質は良好なんだけれども量が少ないといようなことで、枯渇の可能性は十分に考えられると思います。そのことについてやはり部会のほうでも大変心配をいたしまして、6年ぐらい前から部会の中でずっと調査を続けてまいりました。調査の結果については昨年度の温泉部会では報告をしたのですが、皆さんにも見ていただけるような形で調査の結果が出ております。最終的には、現況でゆっくりと監視をしながら許可を与えていくことで大きな影響は出ないであろうといふふうに判断をしております。ただ、やはり今後のことも考えますと、やはりだれが見ても非常に温泉の掘さく地点が密になる、特に大阪市内なんかといのは非常にたくさんの掘さく地点があつて、すごく密になっているので、そういう状況を考えますと、やはり温泉を利用するとい立場からの公平性などを考えたときに、やはり慎重に見守っていく必要はあるだろうといふふうに考えております。それなので一応、昨年、現況でもすぐに心配することはないとい結果は出ておりますが、一応注意して監視を続けていくよなつもりで推移を見ております。ですから、そのことについてはある程度私どもで対応をしているといふふうに考えております。

それから次に地盤沈下の件に関してですが、地盤沈下に関しては一番問題になる場所というのは大体深度が数百メートルまでですね。数十メートルから大体二、三百メートルぐらいまで。大きく見積もって工業用水法の規制にかかっている500メートル、あるいは600メートルぐらいまでの地盤の部分が一番問題になろうかと思えます。なぜかと言いますと、このあたりの地層はまだ粘土ですね、軟弱な粘土層がまだ完全に固結しておりませんで、大量に地下水をくみ上げますと粘土が収縮して、粘土から水の絞り出しが起こって、それが地盤沈下に結びつくということがあります。ですが、温泉に関してはそのような場所からのくみ上げは規制がされているので、実際には温泉のくみ上げが原因で地盤沈下に至るということは、ないとは言いきれませんが、余り考えられないというのが実際のところですね。温泉の場合は地盤沈下よりは枯渇の心配のほうが、より深刻であろうかと思われれます。

それから3番目のガスの件に関してですが、これは東京都などで実際に工事現場でガス爆発が起こったり、あるいは渋谷区で温泉で実際に爆発が起こって人が亡くなるというような悲惨な事故が起こったわけですけれども。大阪でこれと同じようなことが起こる可能性はあるかと言うと、全くないとは言いきれませんが、地質の状況から考えますと東京ほど起こりやすい状況ではないというのが一般的な解釈であろうかと思われれます。ただ大阪も、東京と同じように非常に厚い沖積の地層がある場所もありますので、完全に堆積物中の有機物などが分解し切っていない、あるいは分解したためにメタンが生成されてたまっているというようなことはもちろんあるわけで、温泉を掘さくした業者からも、まれにですが、大量に水をくみ上げたときにガスと一緒に上がってきたというような報告もございます。それなので、実際にガスが原因で事故が起こる可能性はないとは言えないのですが、これについては、やはり府のほうが主体になって業者を指導していかなければいけないかと思えます。これにつきまして東京で事故が、渋谷区の事故がありました直後から非常に大阪府の担当部署の方が精力的に働いていただいて、業者に対するガス漏れ対策に関する指導指針を作成されております。既に業者に対して指導も、講演会などを行ってですね、業者を集めて実際の対策などについても説明をしております。

そういうふうなことなので、十分でないところもあるかとは存じますが、それなりにそれぞれについては対応をしておいております。ご心配されるようなことはもちろんあるかと思うのですが、そのような心配は、我々やっぱり温泉行政に携わる、関係する者にとっても同じような心配ではございますので、一応できる範囲の中で真摯には対応をしておいております。

おります。

以上です。

南会長 はい。ありがとうございました。蒲生委員の多岐にわたるご質問に対して、今、益田部会長からお答えいただきました。

はい。重ねて。

蒲生委員 初めて、ちょっとまとまったお話を聞きましたので。議事録を待つまでもなく、今のお話をちょっと文書にしてね、私も欲しいんですが、委員の皆さんにも配っていただいたらどうかというふうに要望しておきます。

南会長 はい。ありがとうございます。ただいまの質問、それに対して突然の回答、同様のやりとりをきっちり議事録に残すという、そういう処置でよろしゅうございますでしょうか。

はい。ありがとうございました。

そのほかご質問、ご意見、ございませんか。

はい。どうもありがとうございます。益田部会長、どうもありがとうございました。

それでは続きまして平成19年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策についてということで、本件は環境総合計画の進行管理の一環として進捗状況について本審議会委員の皆様のご意見を聞いて、大阪府の考え方とあわせて公表をしようとしているものでございます。

まず、したがいまして事務局のほうからパワーポイントを使って説明をお願いします。

川本環境農林水産総務課長 環境農林水産総務課長の川本でございます。平成19年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策、これについてご報告をさせていただきます。お手元に報告書をお配りしておりますが、本日のご報告につきましては正面のスクリーンでご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。座らせていただきます。

本報告は昨年度におけます環境の状況と本府が講じました施策を大阪21世紀の環境総合計画の施策体系に沿いまして取りまとめたものでございまして、環境基本条例より毎年度、大阪府議会9月定例会に報告しております。

まず大阪21世紀の環境総合計画についてご説明いたします。

(パワーポイント)

本計画は平成13年6月に審議会からいただいた基本的な考え方の答申を踏まえ策定し

たもので、環境基本条例の基本理念でございます、人の心が通い合う豊かな環境の保全と創造を目指し、2025年を目途に良好で快適な環境が享受できる豊かな環境都市、大阪の構築を図ることを目標としております。この基本的な目標を実現するための方途といたしまして、施策展開のための4つの基本方向を掲げております。それぞれ循環、健康、共生・魅力、そして参加の4つでございます、この図からもおわかりいただけますように、すべての主体が参加することを基本とし、掲げるそれぞれの取り組みを相互に連携させることとしております。

(パワーポイント)

次に、この環境総合計画の進行管理につきましては、いわゆるPDCAサイクルによる進行管理、点検評価システムを導入しております。本日の審議会で委員の皆様にご意見をいただきますのはチェックの段階でございます、いただいたご意見を環境白書に掲載し、広く府民に公表することといたしております。

(パワーポイント)

それでは平成19年度の大阪の環境の状況についてご報告いたします。

初めに地球温暖化及びヒートアイランドという2つの温暖化について説明させていただきます。

府内の2006年度の温室効果ガスの排出量は5,572万トンで、基準年度でございます1990年度の排出量と比べまして3.6%の減少。前年と比べて3.1%の減少となっております。温室効果ガスの9割以上を占めます二酸化炭素の排出量は、グラフの青い部分でございますけれども、5,356万トンとなっております、基準年度、1990年度と比べて3.9%増加しておりますが、前年度からは2.2%の減少ということになっております。部門別に見ていきますと産業部門では長期的には減少傾向にございますが、民生部門においては増加が顕著となっております。

(パワーポイント)

次に年平均気温の推移を見ますと、大阪では過去100年間で2.1度上昇しており、全国平均の1.0度を上回っております。この全国平均との差1.1度がヒートアイランド現象による影響と考えられます。また真夏日日数や熱帯夜数は長期的には増加傾向にあります。

(パワーポイント)

続きまして大気の状態でございます。大気質につきましては、府内各地の大気測定局で

常時測定しております。一般環境大気測定局、略称を一般局と申しておりますが、これが71局。道路沿道で自動車の排気ガスの影響を把握する自動車排ガス測定局、略称を自排局と申しております、これが40局ございます。上の表をごらんいただきたいと思ます。二酸化窒素につきましては一般局において、グラフの実線の部分ですが、平成15年度に初めて環境基準を100%達成し、19年度までに5年連続で100%を維持しております。自排局につきましては、グラフの点線の部分でございますが、平成19年度は未達成の局が2局ありましたものの、長期的には改善傾向でございます。また下の表の浮遊粒子状物質、SPMにつきましては平成19年度は一般局、自排局ともに1局、計2局が未達成となっております、今後とも100%達成に向け諸施策を推進していく必要があると考えております。

(パワーポイント)

次に二酸化硫黄につきましては平成3年度から、一酸化炭素につきましては昭和54年度から引き続き環境基準を100%達成しております。また下の表の光化学スモッグの注意報発令回数については、平成19年度は11回となっております。光化学スモッグ対策としましては、その原因物質でございます窒素酸化物や揮発性有機化合物の対策を推進していく必要があると考えております。

(パワーポイント)

続きまして水質の状況でございます。毎年度本審議会の水質測定計画部会でご審議いただいております水質測定計画に基づき、各種項目について、大阪府内の河川144地点や大阪湾の22地点で測定しております。河川の有機汚濁の指標でございますBODにつきましては平成19年度の達成率は前年から上昇しており、この10年間で見ましても改善の傾向でございます。また大阪湾のCODは横ばい傾向となっております、赤潮や貧酸素水塊の発生も見られております。

(パワーポイント)

次に鉛・カドミウムなどの健康項目26項目につきましては、河川ではジクロロメタン1地点、ふっ素1地点、ほう素が9地点で環境基準を超過いたしました、ふっ素、ほう素が超過した地点はすべて河口に近く、海水の影響を受けたものと考えられますので、全体としてはほぼ達成という状況でございます。海域では全項目について基準を達成しています。地下水は概況調査の81地点中6地点で基準超過がございました。鉛3地点、ほう素1地点、VOCが3地点で基準を超過しており、これらの地点については原因究明調査

を実施し、今後定期的にモニタリングを実施してまいります。

(パワーポイント)

次に化学物質の状況でございます。ダイオキシン類につきましてはダイオキシン類対策特別措置法に基づきまして、毎年度、大気・水質・土壌等の状況を把握することとなっております。平成19年度におきましては、大気・地下水・土壌・海域で環境基準を100%達成しておりますが、河川水質では75地点中8地点で、河川底質については75地点中4地点で環境基準を超過しており、達成率はそれぞれ89.3%、94.7%となっております。超過している地点につきましては原因究明のための調査、流域事業所の指導などの発生源対策及びしゅんせつなどの底質浄化対策を実施しているところでございます。

(パワーポイント)

次にP R T R法による化学物質排出量でございますが、一定の要件に該当する事業者は毎年度、人の健康や生態系に有害なおそれのある354種類の化学物質について、前年度における排出量などを都道府県を經由して国に届け出ることとなっております。平成18年度の大阪府内における化学物質の環境への排出量は2万2,448トンで、全国の排出量に占める割合は4.0%となっております。またアスベストにつきましては府内34地点において調査を行った結果、すべての地点の平均値は1リットル当たり0.061本となっております。測定下限値でございます1リットル当たり0.057本に近く、特に問題のないレベルとなっております。

(パワーポイント)

次に廃棄物の状況です。一般廃棄物の排出量及び1人1日当たりの排出量はともに減少傾向にございまして、平成18年度はそれぞれ約424万トン、1,308グラムとなっております。産業廃棄物の不適正処理件数につきましては平成19年度から泉州地域において監視指導體制を強化しましたことから、新規事案は増加しておりますが、解決率で見ますと向上しております。

(パワーポイント)

続きまして平成19年度に講じた施策についてでございますが、まず地球温暖化及びヒートアイランドに対する取り組みについてご報告させていただきます。

まず1つ目ですが、温暖化の防止等に関する条例に基づき、エネルギーを多量に消費する事業者に対し、計画的な対策指導を行いました。その結果、条例対象事業者による平成18年度の温室効果ガス排出量の合計は前年度から67万トン削減されました。

2つ目でございますが、自然環境保全条例に基づき届け出のあった緑化面積は地上部で25万平方メートル、建築物上で1万8,000平方メートルでございました。

3つ目でございますが、堺第7-3区のプラントで製造されます建築廃木材を原料とするバイオエタノールを活用し、バイオエタノール3%混合ガソリン、E3を実用化に近い規模で製造・流通・販売する大規模な実証事業を実施いたしました。

(パワーポイント)

次に大気質・水質・化学物質・アスベスト対策についてでございますが、まず自動車排ガス対策の流入車対策の検討でございますが、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の確実な達成を図るため平成19年10月に大阪府生活環境の保全等に関する条例を改正し、排出基準に適合しないトラックやバス等の運行の規制を行うものでございます。

続きまして水循環の再生でございますが、水質が平成17、18年度と全国ワースト4である見出川の流域において、地元の市民団体や小学校、行政等とともに見出川の健全な水循環の再生に向けた計画づくりの協議を始めました。このほか有害化学物質対策として大阪府化学物質適正管理指針を策定しております。

(パワーポイント)

次に廃棄物の減量化、リサイクルの推進でございます。アジア各国への3R、すなわちリデュース、リユース、リサイクルの技術を内容といたします現地セミナーや研修員の受け入れを行うアジア3Rサポート事業や再生資源業者を活用し、消費者の負担軽減を図る家電リサイクル大阪方式を推進するとともに、府内における廃棄物のリサイクルをより一層促進するため、平成16年度からリサイクル製品認定制度を始めしております。平成19年度末時点で323製品の認定を行っております。

(パワーポイント)

次に自然との共生の分野における施策についてご説明いたします。

まず左上ですが、企業の団体等の参画を得まして、放置された森林を整備するとともに、子どもたちが森に触れ合い親しむ場を提供する、森づくり活動を支援いたしました。右上は大阪湾の海域環境の回復、創造を図るために自然石などを海底に配置する増殖場の造成事業。左下は安価で手軽な壁面緑化である緑のカーテン普及促進事業。右下は農業用水路の改修時の農業者と地域住民の協働による水辺環境づくり事業でございます。

(パワーポイント)

講じた施策の最後といたしまして、環境改善の仕組みづくりに関する施策についてご報

告いたします。まず森之宮にございます環境情報プラザの管理運営でございますが、環境情報コーナーにおいて図書やビデオ等の貸し出し、また研修室や実験室を府民に提供するなどしておりますが、環境情報プラザの利用者数は年々ふえておりまして、平成19年度の利用者数は16,831人となりました。

続きまして環境技術コーディネート事業でございますが、環境関連産業の振興のため研究開発の奨励、技術支援、特許情報や技術情報の提供などのほか、府内中小企業が開発いたしました環境技術の評価・普及などを行いました。

(パワーポイント)

最後に、環境総合計画に掲げました目標と、その達成状況につきましてご説明させていただきます。お配りしております報告書では39ページから50ページに記載しておりますが、施策展開の4つの基本方向である循環、健康、共生・魅力、参加の分野ごとに、各項目毎に目標、進捗状況、達成状況について記載しております。目標につきましては、中期目標年次でございます平成22年度を基本として掲載しております。

以上で、ご報告を終わらせていただきますが、最初にご説明させていただきましたとおり、環境総合計画の進行管理の一環といたしまして本審議会でご意見を聴取させていただきましたので、それを踏まえ施策の内容や選択について見直しを図っていくものでございますので、よろしく願いいたします。また、本日以降でもご意見等がございましたら事務局までお寄せいただきますよう、お願いいたします。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

南会長 事務局、どうもありがとうございました。この講じた施策については本審議会の意見とともに府の考え方として環境白書として発行することになっておりますので、委員の皆様方の忌憚のないご意見をお願いしたいと思っております。

はい。どうぞ。

蒲生委員 すみません。これも要望になると思うんですが、この環境白書に取り入れていくというふうに言われていましたので、環境白書の特にデータについてですね、ホームページにあるというふうに書かれているので、ちょっとあけてみたんですけども、そのデータが大体5年分ぐらいしか出してないね。森林面積の推移とか燃料種別、使用量の推移、工場・事業所等からの地域別窒素酸化物排出量の推移とか、環境、騒音、一般地域の環境保全目標達成状況の推移、いろいろある。これだけ見ても全部5年しか書いてないですね。ホームページやから、そんな、もっと書けると思うんですがね。別に、これ紙面に、

この限定が特にあるわけやないので。5年分ではね、ちょっと変化がわからないと。森林面積でもね、5年では196ヘクタール減少していると。しかし、これ別の資料をもらったんです。20年間では1,217ヘクタール減っていると。10年間を見ても588ヘクタール減っていると。ですから5年間の比較では事の重大さがわからんと。少なくとも最低10年分のデータを載せるべきやというふうに思います。もちろんすべてが5年、7年とか10年とかあるんですけど、大体5年が多いんですね。ですからもっとそういうデータとして生かせるのであれば、やっぱり最低10年はホームページやから載せられると思うので、載せるべきやということで要望にしておきたいとします。

南会長 はい。ありがとうございました。蒲生委員からのホームページに、電子データとしてホームページに掲げるのであれば、紙数の制限その他余り制約もない。5年というのでは環境の変化を見通すのにはやや不足で、少なくとも10年程度には延ばすべきであるというご要望。これは事務局、お答えいただけますか。

川本環境農林水産総務課長 今、蒲生委員のほうから貴重なご意見をいただきました。事務局としては検討させていただきます。ただ、環境白書ではですね、かなり詳しいデータは載っておるとします。その辺のところ、どうホームページ上にアップしていくかというのは技術的な問題もあろうかと思えますけども、検討させていただきます。

南会長 ただいまの蒲生委員のご要望、十分に事務局として検討していただくということで、よろしくをお願いします。

そのほか。はい、どうぞ。

桑野委員 今のお話の中に音環境とか騒音問題について全く入っていなかったんですけど、その辺はどのようにお考えで、どのような現状なのでしょうか。

南会長 ちょっと聞き取りにくかった。すみません。もう一度。

桑野委員 すみません。今のお話の中で音環境とか騒音問題について全くお話がなかったんです。それらについてどのようにお考えで、どのような現状なのか、教えていただきたいとします。

南会長 その点に関して、事務局。

藤本交通環境課長 交通環境課でございます。音につきまして自動車、それから航空機、それからアクセスに伴いますが、鉄道とこの3つについて対策は講じております。まず少し長くなりますけども、自動車につきましては、自動車の沿道ですね、面的な評価をしています。今まで1箇所1箇所じゃなくて大きな道の両幅50メートルですね、この50メ

ーターについて、個々の住宅等の音をシミュレーションする、そういう調査をしてございます。環境基準の達成状況でございますが、府域全域で85%。16年度は74%、17年度は84%、18年度は85%ということで、例えば車の性能が、いわゆる低騒音の車が出たり、それから低騒音舗装、あるいは遮音壁、そういうことも行いまして、年々上昇しています。ほぼ全国的なレベルとほぼ同じ状況になったということでございます。それから航空機でございますが、これにつきましては、やはり大阪空港の周辺でございますが、WECPNL70という基準につきましては、まだかなり大阪空港につきましては低騒音機の導入あるいは高騒音のジェットを廃止するとかですね、そういうことで便数は、増えてございますが、航空機自体の騒音は減ってございます。そういう意味で、環境基準については、まだオーバー状況でございますが、その度合いは減っているというふうに考えてございます。それから関西空港につきましては、いずれの地点においても環境基準は達成してございます。それから新幹線につきましては、これは環境基準がございませんので、これの措置を講じておりまして、また在来線につきましては環境基準がございません。幾つかの地点地点で苦情等とかですね、これにつきましては市町村が、ご対応について私どもでサポートいたしまして、例えば鉄道事業者に働きかけて、線路のいわゆる摩耗ですね、これによる音が大きくなったりするため研磨していただいたり、あるいは、いわゆるロングレール、こういうものの措置を講じていただいたりしております。詳しくは今回このいわゆるダイジェスト版ということでは出してないようでございますけれども、環境白書のほうでは出てるようになってございますので、よろしく申し上げます。

南会長 よろしゅうございますか。環境白書そのもののほうには掲載していると。ダイジェスト版のほうは記載がないというような回答でございますが。

どうぞ。

桑野委員 環境白書は存じておりますけれども、この中には入らない、入れないというお考えなんですよ。

内藤環境管理室長 ただいまの概要の説明にはございませんでしたが、ここのお手元でございます冊子でございますが、46ページでありますとか、44ページにですね、上から3段目ですか、道路に面する地域の環境騒音ということで目標に対する達成率85.1%でありますとか、それから、これは道路でございますが、46ページにですね、一般の、上から4段目でございますが、一般地域の環境騒音ということで目標に対する達成状況、今69.6%ということで、まだまだ対策が必要であろうかということでございます。さ

らに資料編の14ページ、後ろのほうになりますが、資料編14ページの下のほうに、

- 6、騒音・振動の防止ということで各種施策も記載をさせていただきますので、よろしく  
お願いいたします。

南会長 よろしゅうございますでしょうか。

再度、この冊子の中にもある。環境白書のほうにもきっちりと記載するという  
ことでもよろしく願います。

そのほか。

池田会長代理 この内容について1つだけ質問させていただいていいですか。

南会長 はい。池田委員のほうから内容に関するご質問。どうぞ。

池田会長代理 6ページなんですけど、いわゆる循環型社会の構築にはですね、廃棄物の不法投棄というのは構築の足を引っ張る大変許しがたい行為だと思うんですけど、この産業廃棄物の不正、不適切処理件数が15年から18年まではどんどん減ってきてたんだけれども、19年にふえていますよね。ですから、これは何が要因というか原因だったのか。それで、この産業廃棄物の不法投棄については、ほうっておきますと豊島の事件や、あるいは青森、岩手県境の事件を挙げるまでもなく大変なことになりますので、どう  
いう手を打っておられるのか、ぬるいことはないのか、そこらのところについてちょっとご説明いただけますか。

南会長 はい。事務局、どうぞ。

福原産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課長の福原でございます。池田委員ご指摘の不適正処理件数でございますが、確かに、ここに示しておりますように平成19年、その件数が増えております。実を申し上げますと私ども、この不適正処理が非常に多発しております泉州地域において、昨年度から監視体制の強化ということで専任チームを泉州の泉州府民センターの中に我々の分室として設けまして、現地機能の強化を図ったところでございます。そのことによりまして実は発見件数という形で増えたのが実態でございます。大部分は一時的な一過性の野焼き、あるいは少量の建設廃棄物の野積みというものが大部分でございます。それらについては即時是正をさせたということで解決率という形では非常に増えております。そういうような意味で少し件数が増加しておるとござ  
いしますが、大規模な不適正処理の事案につきましては、この近年については全く発生して  
おりません。私どもとしては先ほど申し上げたように監視指導体制の強化を、地域性を考  
え合わせて強化をしております。先生のおっしゃるような早期発見、早期是正に努め、

不適正処理を根絶するべく特に監視を強化しておるところでございます。

池田会長代理 わかりました。

南会長 はい。よろしゅうございますでしょうか。

池田会長代理 はい、結構です。

南会長 はい。ありがとうございました。監視体制を強化していると、そういうことのあらわれであるという回答をいただきました。

そのほか特にございませんでしょうか。

特にないようでしたら。この今の説明に対して委員の皆様から貴重なご意見をいろいろありがとうございました。大阪府のほうでは、ただいまいただいたようなご意見を踏まえながら施策を推進、環境総合計画の適切な進行管理ということに努めていただきますようお願いいたします。

報告事項は以上でございます。最後の議事の4番で、その他について、事務局、何かございますか。どうぞ。

司会 まず1点目でございますけれども、ただいまご議論いただきました平成19年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全、及び創造に関する諸施策につきまして、また、きょういただいた意見のほかにもご意見がありましたら、白書をまとめるちょっと日程もございますので、2週間後の11月21日までに事務局までご連絡をいただくようお願いいたします。

それから2点目ですが、大阪府では今回、環境総合計画でございますが、平成14年3月に策定をいたしまして、目標年次が平成22年度となっております。この22年度がもうすぐ来ることもありまして、この計画の総括と、それから計画のこの先の改定に向けました検討を開始しなければならない時期が来ていると考えております。環境総合計画の策定にあたりましては本審議会のご意見を伺うこととしておりますので、その際にはよろしくお願ひしたいと思っております。

なお、最後に事務的な連絡となりますけれども、次回の審議会は来年の春ごろを考えてございます。日程等につきましては、できるだけ早めにご連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

南会長 はい。ありがとうございました。以上で本日予定しておりました議事、無事終了いたしました。皆様の議事進行にご協力、ありがとうございました。本日の議題は前も

って事務局と相談した段階では非常に頭の痛い課題があったものですから、議事進行、大分心配したというのが本音でございます。おかげで専門委員会での適切な審議、精力的な審議、さらには本審議会において皆様方からいろいろ建設的なご意見をいただいて無事終了いたしましたことを感謝いたします。どうもいろいろありがとうございました。

司会 南会長、ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして環境政策監の吉川からごあいさつ申し上げます。

吉川環境政策監 環境政策監の吉川でございます。本日は長時間にわたりましてご熱心にご審議いただきまして本当にありがとうございました。中でも三箇牧水路底質対策に係る費用負担計画につきましてご答申をいただき、誠にありがとうございました。そのほか本日いただきました貴重なご意見、ご提言につきまして、私ども、これからの環境行政に活かしてまいりたいと考えております。なお、委員の皆様方におかれましては、本日諮問いたしました河川水質環境基準に係る類型指定についての案件など、これからも引き続きご審議をお願いいたすことがございますが、よろしくをお願いいたします。

今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。どうも本日はありがとうございました。

司会 本日予定しておりましたものは以上でございます。なお、お名前を記入いただきました出席確認票のほうは机の上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。これで本日の審議会を終了させていただきます。長時間、どうもありがとうございました。

南会長 どうもありがとうございました。

(閉 会)